

昭和五二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079
振替 東京0-58431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■ 巻頭言 行革、堀木訴訟、憲法第二五条 …………… 2

◇ 資料と解説 ◇ 統一準備会が「全民労協」結成へ …………… 3

資料 「全民労協」の基本方針、運営要綱 …………… 3

デイミトロフ生誕百年祭 …………… 5

組合大会方針案の検討 (中) ……………

報告⑦ 強い組合員の期待と批判(国労) …………… 8

報告⑧ 総評強化への積極的行動が重要(自治労) …………… 9

報告⑨ 企一、二号修正で路線の全面見直しへ(全通) …………… 10

報告⑩ 春闘総括に鋭い視点(全林野) …………… 11

報告⑪ 全面的な合理化協力路線(全電通) …………… 12

◇ 私たちの春闘総括(自治労富山) ◇

大衆闘争構築の努力はどうだったか …………… 14

本部が労戦で「修正案」うけ入れへ …………… 18

— 日教組大会報告 —

旬刊 社会通信

NO. 166

一九八二年七月二日

一九八二年七月二日

(毎月一日・二日・三日三回発行)

■ 卷頭言 憲法改悪を許すな(二) ■

行革、堀木訴訟、憲法第二五条

国労のある分会で『資本論』の勉強会をはじめ、七年になる。前回、第五篇絶対的剰余価値と相対的剰余価値の生産、第一四章絶対的剰余価値と相対的剰余価値を学習した。そこに生産的労働の概念規定が次のようにあった。

「前に述べた生産的労働の最初の規定は、物質的生産そのものの性質から導き出されたものであって、全体として見たばあいの全体労働者については、依然として正しい。しかし、個々別々に見たばあいのその各成員には、もはや当てはまらない。しかし、他面では生産的労働の概念が狭められる。資本主義的生産は、単に商品の生産であるのみではなく、それは本質的には剰余価値の生産である。労働者は、自分のためではなく、資本のために生産する。したがって、彼がただ生産するというだけでは、もはや充分ではない。彼は剰余価値を生産せねばならない。資本家のために剰余を生産する労働者、すなわち資本の自己増殖に役立つ労働者のみが、生産的である。物質的生産の圏外から一例を挙げることが許されるならば、学校教師なるものは、児童の頭脳に加工するのみではなく企業家の致富のために自らを労するばあいに、生産的労働者となる。企業家が腸詰工場のかわりに教育工場に投資したということは、別に事情を変えるものではない。ゆえに、生産的労働者の概念は、単に活動と効果との関係、労働者と労働生産物との関係を包含するのみではなく、労働者を資本の直接的価値増殖手段となす一つの特殊社会的な、歴史的に成立した生産関係をも、包含するのである」(岩波版『資本論』第三分冊、一〇〇―一頁)。

つまり、剰余価値、あるいは利潤を生み出す労働のみが、資本主義的生産関係では「生産的労働」になる。利潤、あるいは剰余価値を生まない労働、貨幣の出費は「不生産的」となる、というのである。

この考え方は、臨時行政調査会の部会報告、とりわけ第一部会の「行政改革の理念及び重要行政施策の在り方について」にきわだっている。

「今日の行政改革では、この観点(変化への対応)が最も重要であり、変化の本質を見極めて、対応を誤らないようにすることが必要である。対応の基本的な方向としては、次の諸点が考えられる。①従来の政府直営や民間に対する指導・規制・保護に重点を置いていた行政から、民営化や民間の活動の方向付け・調整・補完に重点を置く行政への移行、つまり民間の活動がより自由かつ積極的に進めるような場や条件の整備」

「民間の活動」、つまり野放図な搾取と利潤の獲得が「より自由かつ積極的に行えるような場や条件の整備」が、行政改革を進める観点だというのである。これを逆にいえば、剰余価値、あるいは利潤を生み出さない出費はドンドン削りなさいとなり、憲法二五条の生存権を問うた「堀木訴訟」に最高裁は一人の判事が全員一致でこの訴えを退けた。その論理は――

「憲法二五条の規定にいう『健康で文化的な最低限度の生活』なるものは、きわめて抽象的・相対的な概念であって、その具体的内容は、その時々における文化の発達の程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係によって判断決定されるべきものであるとともに、右規定を現実の立法として具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、また、多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれにもとづいた政策的判断を必要とするものである」

というものであった。行革の理念がここでも真向からふりかざされ、憲法第二五条の否定へと帰着している。そして、行革の理念の背後には「自由な搾取」への欲望がある。

◇資料と解説◇

統一準備会が「全民労協」結成へ

「基本構想」問題は玉むし色

労働戦線統一準備会は七月五日、第八回総会を開き、年内発足をめざしている民間協議会の名称を「全日本民間労働組合協議会」（略称・全民労協）とし、民間労組のゆるやかな共闘機関とすること、同時に全民労協結成にむけての(1)活動方針、(2)運営要綱、(3)予算を決定した。

これらの文書の特徴は、「総評は同盟・JC路線に屈服した」との認識からであろうが、ことさら「基本構想」を明記せず、「この協議会は、統一準備会での討議経過をふまえ」の表現にし、総評傘下組合で、「基本構想」論議がむし返されないよう配慮を加えていることである。本誌ではとりあえず(1)全民労協発足に向けての基本方針（1組織の性格と目的、2組織機構と運営、3活動方針）、(2)全民労協運営要綱、(3)予算を資料として紹介する。（編集部）

資料 「全民労協」の基本方針、運営要綱

基本方針

1. 組織の性格と目的 全日本民間労働組合協議会（略称・全民労協）は、共同行動を推進するためのゆるやかな協議体である。この協議会は、統一準備会での討議経過をふまえ、相互信頼のうえにたつて、民間労働組合に共通する要求の実現と課題の改善につとめるとともに、労働戦線統一の拡大、充実を促進して労働者の経済、社会、政治各方面における地位の向上をはかる。
2. 組織機構と運営 全民労協の活動と組織の運営を円滑に行なうために運営要綱を別に定める。
3. 活動方針 全民労協は、当面次の要求実現と課題の改善に向けて活動を進める。
 - (1) 政策・制度課題の改善 ①雇用確保を柱とする労働政策 ②減税と税制改革 ③物価対策 ④年金制度の改革 ⑤医療制度改革 ⑥土地・住宅政策 ⑦経済政策全般 留意点 ①これらの課題については、四団体や政推会議の取り組みと重複するので、要求・活動両面において各共闘組織と十分連携・調整をはかる ②全民労協発足予定の年末段階においては与野党、労働団体の政策構想がまとまる時期でもあるので、本年度の方針草案にあたっては、それらの動向に留意しながら取り組む ③政府（各省庁）各政党、関係団体との折衝や大衆行動など具体的進め方については、改めて機関にはかり決定する。
 - (2) 労働条件の維持・向上 ①実質賃金の維持・向上と格差圧縮 ②未組織労働者を含めた最低賃金制の確立 ③週休二日制の確立と年間労働二千時間への短縮 ④実効性に欠ける労働基準法の改正 留意点 ①各項目とも四団体・大産別の取り組みと連携をはかりながらすすめる ②④項については政策・制度課題と①項と関連づけて取り組む ③具体的な要求

水準、活動の進め方（賃金政策、戦略・戦術設定の方法など）については改めて機関にはかり決定する。

(3) 組織の拡大と未組織労働者の組織化①参加組合の拡大②中小対策の強化（各産別間の取り組みを通じて強化する）③未組織労働者の組織化（関係する産別単産団体間で連携をはかる）④大産別共闘との関係は全民労協の性格が、当面ゆるやかな協議体であるので、近い将来どのように整理していくかは、大産別組織の事情にも留意しながら、慎重に検討を進めていく⑤地域組織は小委員会を設置して検討する⑥政推会議、民賃対策会議は、全民労協の発足と同時に発展的に解散することが望ましいので、両共闘組織にその旨を要請する⑦全民労協は年内発足とする。

運営要綱

- (1) 名称 全日本民間労働組合協議会（略称・全民労協）
- (2) 目的 相互信頼の上になんて、共通する要求の実現と課題、労戦統一の拡大・充実に促進し、労働者の経済、社会、政治各方面における地位の向上をはかる。
- (3) 活動 目的の達成のために力と政策を背景とした活動を進める。具体的には機関討議で決める。
- (4) 参加単位 産別単産を原則とする。例外事項については機関にはかつて決定する産別単位以外（企業単位など）についてはオプ加盟とし、併せて産別単産の加盟に努力する。産別単産のない部門については、その対応について全民労協として検討を進める。
- (5) 機関 総会、代表者会議、幹事会、機関を補完するものとして三役会議、書記長会議。
- (6) 議決 合議制を原則とする。ただし、合議制が協議会の運営上の民主制と慎重を尽しても、なお障害を引き起こす場合は、多数決制も採用する。
- (7) 役員 議長一人、副議長若干名、事務局長一人、幹事若干名、事務局十〜十五人程度。役員推薦委員会を設置する。

予算

- (1) 会費 組合員一人につき年二十円。財政規模年間約八千八百万円。
- (2) 人件費 派遣組合の負担。

◆ 幹事会討議で補足された点 ◆

「目的」を①これまでの準備会の事実経過を踏まえる②ゆるやかな協議会③原案の目的の三つを入れて作成する。「目的」を運営要綱に入れるか全体の冒頭に入れるか、また「目的」を「宣言」との名称にするか 事務局会議で検討する。

京都でも「たたかう総評の再生をめざす」大集会

総評三顧問は六月二四日、東京で「労働戦線の右翼再編に反対し、たたかう総評の再生をめざす大集会」を開き、千二百名が集まったことは第一六五号で述べた。同趣旨の集会が七月一五日、大阪、七月二二日は京都で千名を目標に「たたかう総評の再生をめざす」大集会がとりくまれていた。全国各地で東京、京都につづくことが期待される。

デイミトロフ生誕百年祭

——社会党から八木国際局長が出席——

六月十八日は、デイミトロフの生誕百周年であった。この記念すべき日にあたり、ブルガリア共産党中央委員会より、日本社会党にたいし、記念国際会議への招聘があり、社会党を代表して八木昇国際局長が、全日程（六月十五～十七日の国際会議と十八日の国をあげての大集会）に出席した。

招聘者は、主要各国の共産党・労働者党、いくつかの国の社会党（先進資本主義諸国の社民党や労働党などは少なく、日本社会党や全ギリシャ社会主義運動などが招待されていた）、発展途上諸国の進歩的諸政党などであり、百数十カ国におよんでいた。ちなみに生誕九〇周年記念国際会議には、社会党を代表して向坂逸郎顧問が出席している。

八木国際局長は十七日の全体会議で指命され、次のように演説した。原稿はあらかじめブルガリア語等に翻訳され、参加者に配布されていたが、演説が終わるとともに、強い拍手がわきおこり、しばし鳴りやまなかった。

進む政治反動と生活不安

今、資本主義諸国では、一九三〇年代に比較されるような深刻な不況に陥っているなかで、政治反動の潮流が大きくなっております。私はゲオルギー・デイミトロフの反ファシズム統一戦線の理論は、全世界の諸国民が学び、生かさねばならない理論であり、何よりも重要な指針になっておると思うのであります。

日本ではかつて、反動化した独占資本によって社会主義政党も労働組合も徹底的に弾圧され、ファシズムが支配して、第二次世界大戦の推進者となりました。

敗戦とともに、日本国民はその苦い教訓に学んで、軍備と戦争を放棄した民主的な平和憲法を制定しました。

しかし戦後、三七年、大規模な産業合理化と高度経済成長を進めて、今や帝国主義的な復活をどけた日本独占資本は、自動車や電気機器等にみられるように、世界の商品市場の多くを制覇しているばかりか、資本輸出においても、年間輸出額では西ドイツやイギリスやフランスを抜いて、アメリカに次いで世界第二位となっており、とくに「韓国」をはじめアジアにたいしては、世界最大の資本輸出をおこなっております。

このような日本の支配階級が、たとえば「韓国」のファシショ体制の維持・延命を助け、南北朝鮮の自主的・平和的統一に水をさすようなことをしても、少しも不思議ではありません。

アジア諸国にたいする商品と資本の最大の輸出国として、日本独占資本は急速な軍備拡大をはかり、アジア地域でアメリカの軍事力に肩がわりして、民族民主革命や社会主義革命を武力でおさえこむことに大きな利益を感じております。

つまり日本の急速な軍備拡大は、たんにアメリカ帝国主義の要請によるだけでなく、日本帝国主義自身の強い欲求によるものであります。しかも三菱を頂点とする日本の独占資本は、軍備拡大によって莫大な利潤を得ることができるのであります。

このような帝国主義的路線を進めるために、日本独占資本は一方では「ソ連の脅威論」、反ソ、反社会主義の大キャンペーンをはり、他方では勤労国民の諸政党や労働組合に、分断と右傾化・御用化の攻撃を加えております。また独占資本の党である自民党は、戦争と武力とを放棄している今の日本の憲法を、すでになくずし的に今日まで破ってきたのであります。さらに本格的な軍備拡大や海外派兵を合法化するために、憲法改悪をもくろむにいたっておるのであります。

それとともに、国民福祉や教育等の予算は縮減され、勤労国民の実質所得は低下して、国民生活は悪化の傾向にあり、産業ロボットやコンピューターの利用によって、失業がちだんと増加しております。

デイトロフの理論に学ぶとき

このような危険な動向のなかで、デイトロフの理論を適用することは、日本の勤労国民にとっても今や必要不可欠なものとなっておるのであります。

つまり、反動化攻勢のなかで、多くの国民大衆が独占資本の戦争政策に引きずりこまれるのを防ぐためには、社会主義者が指導性を發揮して勤労大衆を結集し、反動的な独占資本とその政党を孤立化させなくてはなりません。

現在の日本には、すぐに社会主義権力を樹立できるような客観的条件も、主体的条件もまだありません。

しかし、第一に、実質所得の低下、増税、インフレ、失業の増大など生活不安により、第二に、軍備拡大やアメリカ軍による核兵器持ち込みの容認や日米共同の極東有事体制・限定核戦争の準備など、戦争政策の推進により、自民党政府に対する勤労国民の不信と怒りは日増しに大きくなっております。

そのため、独占資本の自民党による中間諸政党や労組幹部に対する右傾化と分断の攻撃にもかかわらず、多くの大衆は何をなすべきかを知り始めております。

反独占国民戦線が社会党の構想

日本社会党がかねてから提唱している反独占国民戦線の構想は、デイトロフの理論に学び、勤労大衆を統一された大きな戦線に結集して、金融独占資本を孤立化させ、反動化政策を阻止しようというものに他なりません。

日本における資本主義の発展は、今日、有業者人口五六六〇万人のうち、七一・六%を占める四〇五〇万人を、賃金労働者にしております。農民は急速に減少して一〇%を切り、五六〇万人（九・九%）になっております。従業員四九人以下の企業を経営する小企業者は八六〇万人（一五・二%）であります。

これにたいして、従業員五〇人以上の企業の経営者や大株主からなる資本家は、三二万人で、有業者人口の〇・五%ほどを占めるにすぎません。そのうちでも独占的大資本家といえる人々は一万人にも満たない、文字通り一にぎりの存在にすぎません。しかし巨億の富がこの階級に集中し、その力によって自民党を通じ、政権を握っております。またマスコミの所有も経営も、このひとにぎりの独占資本家の手中にあります。

一方、労働者階級が有業者人口の七〇%をこえているとはいっても、労働組合に組織されていない者が、三分の二以上もおります。組織された労働者の中にも、社会主義政党政を支持するにいたっていない人々がまだ多数おります。

しかし、労働者はもとより、農民も、小企業者も、反動化する独占資本によって、先ほど述べたように、経済的にも政治的にも苦しめられております。団結し結集して独占資本とたたかわずしては、自分たちの生活を改善することも、平和と民主主義を守ることも不可能になっておるのであります。

かくして、社会主義政党政が意識の高い労働者と協力して、この社会的条件に正しく適応し、さまざまな大衆闘争を組織しながら、意識の遅れた労働者や未組織労働者、さらには農民や小企業者にも忍耐強く、柔軟に働きかけることによって、われわれはやがて必ず反独占国民戦線を構築することができると確信しております。またこの反独占国民戦線によって、国民連合政府樹立の展望も開けます。

いうまでもなくこの国民連合政府は、まだ社会主義の政権ではありませんが、独占資本を政治的に孤立させ、勤労国民が当面する生活防衛の緊急課題と民主主義の拡充、軍備縮小とアジア非核地帯の創設にとりくみ、こうしたたたかひの前進のなかで客観的条件の成熟とともに社会主義へ移行しうる主体的条件の準備をととのえる重要な歴史的段階として位置づけることができますのであります。

以上偉大なゲオルギー・デイミトロフの理論と実践は、現代の日本においても、このように継承され、適用されていることについて、日本社会党を代表して報告させていただきます次第であります。

ありがとうございます。

◆ 編集部からのお知らせ ◆

▽新しい単行本『国鉄「再建」をめぐる基本問題』（小林晃編著）ができあがり、たいへん好評をいただいております。まだの方、ぜひご購読ください。

▽総評の人事が注目を集めています。商業紙は楨枝・富塚ライン留任と報じていますが、まだ正式に決まったわけではなさそうです。日教組は七月一二日、人事委員会を開くと報じられているからです。

▽他方、新聞では報じられませんが、左派の労働の右翼的再編成反対のたたかいはしだいに組織的となり、勢いを増しつつあります。七月一五日には大阪で、同二一日には京都で「総評再生をめざす」集會が開かれます。こうしたとりくみをさらにさらに強めることが今、もっとも重要なことでしょう。

座談会 八二年運動方針案の検討(中)

問われる総評労働運動の路線

報告⑦ 国労

強い組合員の期待と批判

国労はまだ方針がおりておりません。したがって、最近の状況を簡単に申し上げさせていただきます。

国労本部は中央委員会以降、全国オルグということで全国を歩いているようです。国鉄新聞をみますと、本部にたいする批判がたいへん出ています。今、私どもは全国大会の代議員選挙をやっておりますが、それで職場を歩いておられますと、「国労はどこまで下がるのか」「いつ反撃するのか」について、組合員からの批判が強いし、期待も強い。

そういう意味では、私はあの函館大会にも匹敵する転換点、今のままですと右への転換点へのおそれもありますから、それを脱却しなければいけないと考えています。私のところは今年、役員選挙はありませんが、一部入れ代わりとも聞いております。

報告⑧ 自治労

総評強化への積極的行動が重要

大会は八月二日から二六日ですから、自治労はまだ方針案はでておりません。討議の段階だと思えます。ですから、自治労の当面する課題について私が考えておりますところを簡単に申し上げてみたい。

第一は、総評の動きとも関連するところですが、「わかりやすい」方針にしたかどうかとの声があることです。ご承知のように、これまで自治労の運動方針は組合員への教育効果もふくめ、きわめて説的に書かれています。このことが、方針の内容を薄めることになりはしないか、ちよつと心配な点でもあります。

第二に、情勢についてですが、現象の指摘のみならず、それらの現象が生まれる背景の分折と独占・政府自民党の戦略を分折することが重要だろうと思えます。そうすることに よって、「きびしい」といわれる情勢の背景に、独占、政府・自民党の矛盾が明らかに なり、反撃に転ずる条件が検証できるだろうからです。

第三は労戦についてです。他の公務員、公労協の運動方針案をみせていただいておりますと、それぞれの単産の決定、あるいは「五項目補強見解」から当然、今の労戦の動きについてはきびしく批判されるべきなのですが、どうもそうならないように思われます。自治労の場合も昨年の大会ではげしい論議となり「中執見解」が出されたわけですが、今年の運動方針案でどのような考え方が示されるかが注目点だと思つう。

第四は春闘です。いろんな意見があります。職場のなかでは自治労だけがストライキをしたことについて、組織的なたたかいたったと大きな評価をうけております。反面、自治労のたたかいは「春闘相場をつくる」というものではありませんから、公労協、私鉄があ

あいうかたちになり、はたして自治労の一時間や二時間のストライキで春闘の主役たりえるのか、そういう力量は残念がらない。もしそういうなかで、今年のような春闘が来年も再来年もつづくならば、「裸スト」は困難、というのが現場の率直な声です。ですから、本部としては当然「きびしさ」を前面に出して考えると考えられますが、八三春闘で国民春闘をたてなおす力強い方針を望みたいし、キチツとした提起で討議に入らなければならぬと考えています。

第五は反合闘争の問題です。臨調答申で現業部門の切り捨て、賃金切り下げ、定員削減等露骨なまでの考え方が示されていますから、自治労にとってたいへんな状況に今から突入します。ですから、職場からの大衆路線を今のうちからキチツとつくっておくことが必要だと思う。問題はこの点がどれほど豊かなものになるかだと思ふ。

とりわけ臨調路線にどれだけ対決した方針になるかが課題だ。丸山委員長を臨調に出しておられます。したがって、「臨調反対」イコール「丸山反対」との考え方がないわけじゃないんですね。ですから、全通のように「反合闘争はみなおす」とはなりません。反合闘争「だけではだめだ」「政策闘争が必要だ」といった考え方がでてくると思うのです。ここが今の自治労の弱さじゃないかと考えています。

第六は、自治労にとって重要なことは、労働組合プロパーの問題を最大限強調すること。もちろん、地域闘争、地域労働運動に積極的に加わることです。三車産共闘会議（日教組、全通、自治労で組織）もそうですが、地区労での役割もひびょうにふえてきておられます。国労、全通のようにはなかなかありませんが、地域のなかに積極的に入っていくという視点、そして未組織の仲間や住民と日常的に接触しているわけですから、彼らを組織していく任務を自治労がなっていく。さらに自治体の綱領づくりをやっていくということが重要になっていると思います。

第七は、政治闘争と反戦平和のたたかいです。今、独占の側からする社会党への介入、つまり右傾化策動が強まっているわけですから、社会党を強化しながら、社会党を中心にして護憲勢力、民主運動を活性化し、強化していくことが重要だと考えています。

しかし、ちよつと心配なことは総評の運動方針案もそうですが、のつべらぼうな「多数派形成」の考え方が皆無ではないことです。今日、総評・社会党ブロックのアンチ・テーゼとしてこの言葉が使われる傾向もありますから、この言葉の内容をわれわれとしては原則的におさえることが重要だと思います。つまり、反戦、とりわけ護憲運動の強化は、社会党の強化なしに前進しないという基本的視点が大事だということです。

第八は二百万自治労の建設です。これまで自治労は自治体の組合員の組織でした。これに公社だとか公団だとかの一部関連労働者を組織して百二十万の組合員になっております。これに臨時労働者はもちろんですが、同じ業務をしている民間労働者の結集、たとえば清掃業務は自治体が行っていますが、民間の人もかなり多いわけですね。つまり、自治体が行っています。同じ民間の職場を自治労に結集していく努力をし、二百万自治労の壮大な力を作ろうというわけです。その場合、自治労連方式になると思いますが。

現在、総評と自治労運動と考えてみますと、総評のなかで自治労が果たさなければならぬ役割りはひびょうにふえております。私もまだまだ力は弱いのですが、そのための

努力を全力をつくしてやらにやいかんと考えているところです。

報告⑧ 全通

企一、二号修正で路線の全面見直しへ

全通の大会の論争点は三つです。第一は、三〇年総括、それから飲んで全通の基本路線八〇年代路線の問題、それに一〇・二八労使確認と組織拡大です。企一・企二の全通のこれまでの基本路線が全面的に修正されているのもっとも大きな特徴です。

ではなぜ今、基本路線の「見直し」なのか、その背景です。先ほど全通からも報告がありました。一つは組織減、もう一つは競争の激化です。そこから事業論、つまり「事業の共通認識」がだされ、「仕事確保」「事業の拡大」がいられています。

一番の特徴は「企一・二号」の位置づけについてです。こういられています。

「この方針（企一・二号）は、……『新しい管理者』（強圧的労務管理）にたいする反撃の戦術展開であり、ある意味において短距離競争的職場闘争方針であった……」

企一、二号の考え方は「戦術展開」といういい方にされているんですね。ですから「一〇・二八」で、「当面の労使関係が変わった」から、企の一、企の二は古いといういい方なんです。こう結論されています。

「私たちは、この『一〇・二八確認』を契機としてこれまでの抵抗軸の運動から、組合員に自信と活力をもたせる多数派結集を果しうる運動に転換していくことを方針の基本として、その上にもろもろの運動課題を積みあげていくこととします」

したがって、今、「三〇年総括」が必要であり、全通の基本路線の見直しが必要であるとの構造になっております。基本的な考え方は今述べた点につきますから、細かい点については省略させていただきます。

したがって、「運動の基本的考え方」については、まったく総評の方針と一体です。まず、「情勢と労働組合」の項では、第一に、全通の綱領は「今日においても、いささかゆるぎない」と、戦後ただちの運動路線に復帰するということでしょうか。二つめに、広範な労働者の結集による労戦統一の達成、それから先ほど自治労さんからもだされておりました「多数派形成」、これが八〇年代の労働運動の戦略目標だといわれております。ですから、全通の場合、実質的に労戦の右翼的再編成賛成という方針になっていると思えます。三つめに、労組の社会的責任の自覚、四つめに、社会党との支持協力がいられています。とりわけ「役割を混同しないよう十分な注意」が必要と強調されていることが重要です。このことは、二月の社会党大会に全通が政構研の幹部を書記長にしろと申し入れたといわれたことから、政構研との連携関係を強めることを意味するものといつてよいと思う。この点についてのもう一つの特徴は、青年部問題に言及されていることです。つまり、「本部のいうことをよく聞く青年部であれ」ということです。正確にはこういう書き方になっています。

「あくまでも、労働組合の主体性が確立され、政党の介入は許されません。特に、私たち全通は過去、日本共産党の介入……に対し、毅然たる態度をとってきた歴史があります。……（日本社会党との支持協力関係）であつても、労働組合の自主性が尊重された上での

相互の協力関係でなければなりません。しかし過去の経過をふり返るとき、この相関関係が十分に達成されたとはいえず、今後は私たちの主体性の確立に加え、労働組合の団結維持の立場からきびしい態度で臨まなければなりません。これは単に政党のみならず他の団体についても同じことがいえます。

そして二番目に「労使関係」が上げられ、今日までの運動の見直しが必要であり、その基本は事業の共通認識および事業政策論でなければならないというわけです。

次に「組織活動、職場闘争のあり方」では、第一に労働組合の力は「数」であることが強調され、第二に業対活動を重視し、仕事を基盤にして労使関係を考えたいわれ、職場闘争の位置づけと役割については先ほど申し上げたような状況ですから、交渉重視で対処それでもだめなときはたたかいを組織するが、具体的なたたかいの組織化にあたっては地区本部以上の指導。そして戦術行使を必要とする場合、必ず戦術指導機関の承認が必要という具合に、職場労働者の創意性をひきだし、そのなかで意識の成長をはかるという従来の路線は全面的に修正されており。

四番目に「反合」ですが、「従来の合理化とはテンポもスケールも格段に違い、さらに労使関係で解決できないような外圧（つまり、行革のような）による攻撃もある」。これが基本認識です。国労の昨年の方針とまったく同じ考え方ですね。つまり、これまで合理化は「スクラップ・アンド・ビルド」であったが、今では「スクラップ・アンド・スクラップ」だ。したがって、従来の方針ではたたかえないとばかり、「介入、規制」がいわれたわけですが、そのあと追いつくというかたちで全通の場合、今申し上げたような考え方が提起されているということです。

あと、政治、共関関係では、社会党を軸とする連合政権の樹立、ICFTU、PTTI、ITSとの連携強化がいられていることです。ですから、先ほどの自治労の報告にもありました。全面的に路線見直しとなっています。

報告⑨ 全林野

春闘総括に鋭い視点

全林野の運動方針案の特徴は大きくいって三つです。第一は、「中味をえぐる」春闘総括、つまり「厳しい」総括の必要が強調されていることです。

第二は反合・日常闘争の改善についてです。全林野は昨年、反合理化重点課題として、①山荒らし、安全点検の充実、②請負現場の実態調査等のとりくみ、③「直々維持拡大、要員確保、常勤任用早期完了」の三つを全山全職場いっせいストライキでたたかおうと提起し、営林署統合同止、事業所統廃合同止の拠点ストをたたかいました。しかし、要求はまったく前進していないわけです。ですから、そこでさらに日常の職場闘争の改善が要求されてきているわけです。

第三は私鉄さんからITF加盟の問題が今年の大会の焦点の一つといわれたが、やはり全林野の場合もITS加盟が問題になっていることで、今年入ることが提起されていることとです。

報告⑩ 全電通

全面的な合理化協力路線

全電通の場合、まだ大会議案はおりておりません。しかし、これまでの経過からみても、お手元にさしあげている「第七回全国合理化討論集会」で論議された中味が大会方針の基本になっております。ですから、「討論集会」の議案を中心に報告したい。

基調はきわめてはっきりしているんです。電々公社が一元的に通信事業を独占する時代ではなくなり、競争の時代だ。競争に打ち勝つ以外に雇用も労働条件も守れない。したがって、積極的にサービスの拡大、事業の拡大をやるのがわれわれの課題だというものです。

これをもう少し詳しくいいますと、公社は電通の生きる道はINS（高度情報通信システム）しかないと言っているわけなんです。これについて、この方針案では「INSについての概念図は示されたもののその中で果すべき公社の役割、サービス提供サイドはもとより、サービスをうけるサイドの問題など明らかにされず今後十分な説明をはかることが必要である。しかしながらコンピュータと通信の融合という技術革新の動向とそれに伴う多彩なサービスの提供のためには、ネットワークのデジタル化が求められることは明らかであり、私たちとしてはデジタル化による多彩なサービスの提供を、私たち自身の手で行なうとの立場に立つこととする」と、つまり、「大賛成」「おれたち自身がやる」といったように労働組合としてはきわめて大胆な合理化促進路線をとっていることが特徴です。

公社当局の経営方針、第二臨調・行革の方針も同様ですが、①経営の効率化、②サービスの改善、③職場規律の改善の三つです。これをほぼそのまま表現がややちがうだけで全電通の運動方針になっている。企業競争にかつことにより雇用が確保できるし、職場が確保できると考えていることからこうした考え方がでてくるわけです。ですから、もっと働けともなり時間外労働の弾力的運用との考えもでてくることになるわけです。かつては時間外労働の運用はひじょうにきびしく、（当局の）かつてにはやらせない規制してきたんですがね。

全電通がこうした方針をもっていることは当然、総評はいうにおよばず社会党、そして理論センターにももちこむわけですから、たいへんな影響をもつことになる。

「全電通の歴史の中で一貫して流れていた基本的了解事項、即ち『企業合理化の進展に伴い諸般の措置を行なうことにより職員等の「首切り」のごとき事態を到来させない』との立場を堅持し、いかなる事業の変化のもとにあっても絶対に『首切り』はさせないこととする」

これが、これまでの全電通の合理化反対闘争で基本におかれていたことです。したがって、生クビはとばさなかった。しかし、配置転換では一〇方ちかくも、労働者が職種を変えられています。たとえ、生クビはとばされなかったにせよ、「新しい仕事についていけない」「通勤できない」とかいった事情で多くの仲間がやめていっていることは事実です。これらは「自己都合退職」として処理されていますが、私たちは合理化でクビを切られた

との認識に立っております。

冒頭申し上げたように、競争にうちかつたためにはサービスの拡大をですから、これから当然営業に力を入れるということになります。今では電話は飽和状態です。ですから、これまではお客が来るのを待っていた、だが売り込みに歩かなきゃいかわけですね(笑)。しかも、技術の進歩がいちじるしく速いですから、技術についての知識が必要だ。「おれは営業マンだから」というわけにはいかない。売り込みができない。したがって、「合理化」に全面賛成のかたちで基調が書かれております。

次に臨調の民営化、分割問題についてです。討論集会の議案のなかでは一応「反対」とは書いていますが、全電通は今の公社形態ではダメとはっきり書いております。予算ではばられ、電々公社としての自主性がそこなわれるというのが、その理由です。ですから、つい最近まで電々公社の経営形態を改革していくのが全電通の任務としていたほどです。しかし、臨調での議論が明らかになるにつれ、「公社改革」は口にしなくなり、特殊法人化を積極的に打ち出し、臨調に歯ドメをかける方向に変わっています。しかし、公社の興味とちがわれないというのがどうも本当のところらしい。ですから、「民営化・分割化反対」とは書いていますが、その内容はきわめてあいまいなものだと思っています。

三つめに労働条件の問題についてですが、これにはふれられておりません。現在、電通の労働時間は週三九時間で週休二日制です。かつては週三五時間にしようとの目標を掲げたことがある。一〇年くらい前になりましたか。しかし、時短についてはふれられず、仕事をどうふやすかだけになっていきます。

昨年の討論集会ではこういうことがありました。電報労働者が「合理化」で営業に移った。その労働者は家に帰って一所懸命勉強する姿が「白いワイシャツ」とかいって教科書かなにかにのっているらしいんですね。つまり、現代の二宮尊徳だというわけでしょう。

春闘関係については大会方針案をみなければたしかなことはいえませんが、春闘見直し論を唱えて三年たちました。しかし、基本賃金で他単産を上まわることとは実現できておりません。これにたいする不満がでており、特昇を昨年秋導入しています。その内容は全通さんとはちょっとちがっております。三年に一回は全体を昇給させる、それから七年ごとに特昇をやっていくというものです。現在は病休が減点事項になっていますが、これから公社側はその範囲を拡大してくるだろうとみております。つまり、こういうことをやりながら配分のとき少しばかり上積みさせていくというのが実態です。これを成果だと強弁しております。

全電通は現在、「春闘見直し」は第二段階に入ったといっておりますが、かつてあった手当関係のプラス・アルファをいぜんとして削られてきております。したがって、二〜三年前にくらべて減額です。だから新たな手当をつくり、のり切ろうと考えているようですが、今のところ組合員を納得させる方向性は出ておりません。

労戦については電通労連が民間部隊としてすでに入っております。先日の中委の議案での総評の「五項目補強見解」にこだわらなくていいじゃないか、がそのままだされてきそうな気がしております。

◇ 私たちの春闘総括（自治労富山） ◇

大衆闘争構築の努力はどうだったか

一、全体的なたたかいと收拾内容について

八二春闘決戦ストは公務員共闘単独となり、春闘史上初の交通ストなしという状況で収束しました。二年連続の実質賃下げに甘んじるのかどうか、管理春闘打破が共通の課題となっていたにもかかわらず、「九％・統一要求基準」はおろか率・額ともに昨年を下回る一万四五〇〇円、七・二％（私鉄）、六・九％（公労協）という低額回答です。しかも、なぜ「管理春闘」かと言えば、皮肉なことに、政府の経済見通し「雇用者所得伸び率は六・九％」と一致していることからみても明らかです。

とりわけ反省されるべき点はこの妥結内容が十分にたたかった結果ではなく政府・独占の思惑どおり交通ストなしを許したことです。独占資本の一発回答や、ストライキおさえ込みの目的が明らかかな国鉄労働者への集中攻撃に、総労働として反撃もできずにおさえ込まれましたが、七八春闘での全通への弾圧、そして今年に残る国労への攻撃であり、要求したたかう部分を徹底しておさえるという資本の意図がますます明らかとなってきています。だからこそ、それに抗するために職場において大衆闘争路線でどうたたかいをつくりあげてきたのかを総括の柱にしなければなりません。

また、今言われている「労働戦線統一」もいかに無力なものかということも明らかとなりました。それはそもそも賃金要求づくりの段階から「九％、経済整合性論」という資本の論理に屈服し、上部で決め、組合員不在、であったこと。さらに、国労支援が当然強められ文字どおり官民一体でたたかうべきだったにもかかわらず、何の役割も果たしえなかったこと。目玉とされた減税要求も、迫力ある闘争の展開とはならずほとんど前進しなかったこと等から言えます。

一方私たち自治労としてはこれまでのたたかひの歴史が一〇年以上も逆転させられたことを重視せざるをえません。それは二万七〇〇〇円の統一要求額以前の人勧完全実施が焦点となったことです。昨年までの早期確定・早期支給が八一確定闘争での人勧値切り攻撃と大きく後退させられています。しかし当然、人勧値切りにたいする組合員の反発は大きく、県本部でもストへの結集は過去最高のものがありました。ほとんど自治労単独で四・一三ストを打ち抜くなかで、「完全実施へむけ努力をする」旨の回答をかちとったことは一定のたたかひの成果といえます。

以上のように八二春闘では政府独占との対立点がますますはっきりしてきていました。だからこそ私たち自身がどれだけ職場で討論をまきおこし、たたかってきたのかを主体的（評論家的にでなく）総括しておかねばなりません。

二、私達のたたかひはどうだったか

大衆闘争への努力はどうだったか

一つには私たちは要求やたたいへの根拠を深めるための生活実態討論を追求してきましたが、その成果ははっきりしています。昨年末の人勤値切りでどう不利益をこうむったかについて、四〇歳のある婦人は「夫と二人で計一〇万円値切られた。子供が学校へ上るので、自転車やカバンを買ってやろうとあてにしていたのに……」と言っていました。政府がいかに、不当な生活切り下げをしているかはっきりしてきました。富山市職ではこうした人勤値切りの問題や、家計簿づけ等による自分の賃金要求を一ヶ月以上も連日討論を展開し、昨年以上の集会や行動への参加をかちとっています。小矢部市職でも、これまで「青年で討論会をやっても仕方がない」と春闘では何も取り組んでこなかった状況のなかで、八二春闘ではじめて討論集会を開催してきました。そのなかでは参加者全員から、低賃金の実態にたいする不満が続出し、春闘をたたかう以外にないことが共通の認識に広がっていき、単組のスト体制づくりに大きな役割りを果たしています。

しかし一方において「生活実態討論といってもうまくいかない」という悩みもあります。これはまだまだ実態の「発表会」的なところにとどまっています。「家族も含めて、さらに一生を通してみた場合にどうなのか」「苦しいけれども、今のままでも仕方がないのか、どうか」まで討論を進める必要があります。

その場合に、この討論の前提として、私たち労働者が苦しい生活に追い込まれているのは誰のためかということも明確にしておく必要があります。「一人ひとりの働きが悪い」「赤字だから」ではなく、そうしているのは誰かという点、合理化を推めざるをえない今の社会の仕組みであるし、モウケを独り占めしている独占資本であるし、本質的に、その手助けをしている当局なのです。このことを同時に、学習・討論していくなかからはじめて、莫然とした不満が、要求やたたいの決意にかわっていきます。

手帳付けについては、配付はしたがなかなかつけきれない状況でした。県本部として反省すべきは、取り組みの構えが中途半端であったことです。家計簿づけの集約から要求額への反映まで、単組・県本部段階で責任を持つ必要があります。

スト体制づくりへの努力はどうであったか

県本部全体としては、団結歌声集会、県青年団結集会、交流朝ビラ、オルグキャラバン、青婦三、〇〇〇人集会等に多数の結集をかちとってきています。とりわけ参加者自身が身体をかけたオルグキャラバン（一五七名が一日年休をとり参加）では、一人ひとりがさらに単組へ帰ってのたたいの決意を深めています。また、団結歌声集会（一、三七二名が参加）では、舞台と聴衆が一体となるという意味では若干不十分であったものの、「秋季独自要求のたたい」をとりあげた八尾町職の構成詩は「労働苦の実態を要求の根拠に青年がまずたたいを強める以外にない」ことを全員に訴えかけ、好評をほくしたと言えます。

単組段階においても、一歩前進した取り組みとして、城端町職では青年部全員が二人一組で全組合員家庭オルグを実施し、スト体制づくりに大きな役割を果たしていること、教宣面においても、県職・井波など多くの単組で独自ニュースが活発化しています。

こうしたことが、ストライキ体制づくりの原動力になっているといえます。

しかし、今後の克服課題としては、討論学習会が多くの単組で取り組まれているものの、

まだまだ一回きりになっていることです。また、ステッカー等も貼り切れず、必然的に山場を迎えても、職場では「春闘という感じがしない」となっています。敵の激しい攻撃に勝利していくことは、たまたかのなかで労働者一人ひとりの資本の常識に負けない意識変革（たまたか以外に生活は守れない）をかちとっていくことです。したがって、資本当局の組織づくりに負けない団結を作り上げることが目的意識的に追求されなければなりません。そういう意味で、小単位の討論学習活動の徹底や、小さな行動にも身体をかける創意をこらした取り組みを追求していくことが大きな課題です。

行革合理化にたいする反撃はどうだったか

県本部全体では今春闘でもさまざまな闘争が展開されています。とりわけ朝日町職・福岡町職における不当処分撤回闘争、高岡・魚津両市職の施設管理の公社化反対闘争、広水労・砺波市職にかけられた勤評撤回闘争等々で当局の攻撃をはね返す、あるいは歯止めをかけさせています。

これらのたたかひを見てみると、(1)処分や、勤評等、ともすれば「アキラメ」がちになる当局の攻撃をどう見るのかの討論・学習・教宣活動が徹底されていること、(2)全組合員による闘争態勢の確立に努力している——などの役員・活動家の先進的努力があります。こうした教訓を全単組が学んでいくことが必要です。

青年・婦人としても、他単組との様々な交流の場で多くの合理化攻撃が明らかになっていました。保母の希望退職、職種転換攻撃、人件費・事務経費の節減としての節電、手当の削減攻撃、QO（小集団活動）提案制度の導入の労務管理の強化等々です。当局交渉・撤回にまではいかなかったものの庄川町職では青年部全員での討論・保育所へのオルグ活動、八尾町職における昼の節電への青年部全員での抵抗闘争など合理化にたいしてのたたかひに学ばねばなりません。とくに、「春闘といってもピンとこない」という声が多くきかれた単組ほど、日常的な合理化にたいする、討論・学習・たたかひが不十分となっております。そのことがさらに、賃金・権利の切り下げを許すという悪循環になっていきます。県本部としても、この点をもっと強化しなければなりません。ともすると「基本組織まかせ」になり攻撃を見逃してしまう弱点を克服し、率先してたたかひを展開することが求められています。

学習・交流は深められたか

全国青年団結集会（四〇名）、北信地連青婦交流集会（六五名）、歌声集会事前交流とさまざまな取り組みに参加してきました。こうしたなかでの民間や、自治労他単組との交流のなかで確実に団結が強化されていることがいえます。上婦負ブロックでの一泊学習討論会や、高岡・砺波ブロック部長会議では、職場実態交流が深められるなかで、『経済学入門』（砺波）を使った学習会も始められています。そのことは単組にも少しずつ広がり、『共産党宣言』『経済学入門』『第二臨調を批判する』『まなぶ』等の学習会が開始されています。

徹底した財政危機宣伝や、ますます巧妙になる労務管理にたいして、学習・交流を単組段階から強化することがますます必要となっています。

三、中央大交流集会・秋季闘争にむけて 反行革闘争を強化しよう

今、第二臨調基本答申にむけての各部会報告が次々に発表されています。国鉄の分割民営化、増税（企業への）なき財政再建のために、人件費削減・福祉切り捨て、受益者負担の強化、その一方で「軍事費のGNP1%枠の撤廃」等々、勤労国民からの徹底した収奪や、政治反動が激しくなっています。とりわけ国鉄労働者への「ヤミ、悪慣行是正」に象徴されるように、政府・独占資本の攻撃の焦点は、職場規律の確立、つまり当局の意図に柔順な、権利を主張しない労働者づくりりに収約されていると言えます。加えて、それでもたたかう部分には、徹底した弾圧です。

時間管理の強化、その一方で、与えられた仕事は、残業をしても期限までにこなす等、業務第一・諸権利ハク奪をあらゆる手段を用いておこなってきています。こうしたことが当り前になっていく現状を変えること、すなわちどんな小さな変化でもみのがさず、不安や不満を要求、たたかいに組織していくたたかいが急務です。

また私たち自治労産別としては、反行革・人勧完全実施の統一闘争構築が大きな課題です。それは、公労協の仲裁々定が議決案件にされたこと（春闘における回答が反古にされる）から人勧も同様の可能性が大きくなってきている点や、なによりにもまして、真の意味での地方自治・福祉を守る責務を負っている自治体労働者が反行革・平和憲法擁護を訴える以外にたたかいの高揚はありえないことも明白です。労働者にスト権さえ与えず奴隷的にコキ使い、ボロモウケを続ける政府独占資本こそ、糾弾されるべきであること、社会正義はわれわれにあることに確信を持ってたたかわねばなりません。

今後のたたかいを補強するために春闘総括をおこなうとともに中央大交流集会・秋季闘争にむけて反行革職場点検摘発闘争を強化しよう。

新刊 好評発売中

B6版・二〇〇頁

国鉄「再建」をめぐる基本問題

—— 行政改革と国鉄労働運動 ——

小林晃 編著（千円・千二百円）

序章 国鉄攻撃の意味するもの（対談 向坂逸郎／岩井章）

第一章 行政改革と労働者階級

第二章 いまなぜ国鉄攻撃か

第三章 国鉄「再建」をめぐる基本問題

第四章 「ヤミ」「カラ」攻撃—反撃への基本視点

第五章 学習とたたかいが組織をつくる（国労甲府支部のたたかいと教訓）

日教組大会報告

本部が労戦で「修正案」うけ入れへ

日教組大会は右翼の妨害活動とそれを実質的に承認する県当局の態度によって、きわめて異例な大会となった。その大会での論議、そして課題を報告してもらったので、ポイントだけを報告したいと思う。

大会の三つの焦点

日教組大会の争点は三つだった。第一は槇枝氏をめぐる人事、第二は労戦の右翼再編成をめぐる問題、第三は政治資金の問題だ。政治資金の問題とは、これまで年間四億円くらいだったが、約二倍の八億円にすることが提案されていたことだ。これは来年の参院選挙に二人候補者を出すことによるもので、値上げの問題をめぐる論議になった。

教育論議は教研集会が主舞台

大会論議には平和教育、教育荒廃にどう立ち向かうかという問題があった。しかし、日教組は教研でこの種の問題はきっちりやっておる。新聞などマスコミでは「教育論議云々」がいわれるが、原則的な問題を除き、大会では中味に入ることが少ないのが特徴だ。新聞で「教育論議が足りるとか足りない」とか論評されることは、マスコミの日教組攻撃の一环と私はとらえている。一万人以上の参加者による教研集会をみればわかるからだ。

組織への危機感

まず第一の槇枝さんの問題だが、大会で論議して槇枝氏を総評に出すとか出さないとかいうことにはならない。どこの組合でもそうだろうが、日教組の社会党員協で決める。七六年もそうだった。だが、今回、それはやられなかった。日教組に組織への危機感があり、「母屋を大事にしろ」との意見があったことだ。だから、党員協で人事問題が論議されなかった。

ただ、北海道や共産党系から「日教組運動に専念しろ」との発言があったが、執行部はこれに応えず流していったということだと思う。

政治資金問題は原案どおり可決

第二は先ほどこよつとふれた政治資金の問題だ。政党支持の問題とからみ、共産党が攻撃を集中した。しかし、この問題では社会党系が左右を問わず一致して守っていかうとなっていたから、原案どおりとなった。共産党系の修正案は、全代議員数五〇五名中一七二票で少数否決となった。

労戦では本部が修正を受け入れ

第三が中心の労戦問題だ。日教組の労戦問題についての方針は次のようなものであった。

「労働戦線の統一にあたっては、反独占・反自民の階級的視点を明確にし、政治反動と民主教育破壊、労働者（組合）の分裂・支配を許さない立場からあらゆる労働組合が大結集できる統一をめざします。したがって、統一推進会の『民間先行による労働戦線の統一基本構想』については、総評の『五項目補強見解』をあくまで堅持し、参加を希望する組合の門戸開放について、総評民間単産は一致して対応するように求めていきます。」

とくに、『臨調・行革』路線に反対するとともに、反動政治や軍事大国化に反対する闘争を推進する基本的な方向に立って、相互に組織の自主性を尊重し、共通の課題について一致するところから共同行動を発展させながら、あくまでも全統統一をめざす労働戦線統一を指向します。

また、総評が作成する『労働戦線統一綱領』については、大衆討議に付し、検討をすすめます。

結論からいえば、全体からの歯ドメは一応かけることができた。しかし、左派全体の結集にはならなかったことが特徴としてあげられると思う。

労戦の問題点は現在、準備会参加云々ではなくすでに協議会参加問題が焦点になっている。協議会参加「反対」、ここに重点がおかれた。したがって、労戦問題の内容は、「準備会から協議会への発足に反対する」ということが中心となり、ここで歯ドメをかけようということになった。しかし、九州が全体として「反対」にはならず、東北は「反対は強すぎる」、五項目がとらん場合は「再検討」にせよとなった。この東北の修正案は「とくに、総評の『五項目補強見解』について、あいまいな、そしてなしくずしとみられるような事態のときは、民間先行による統一協議会発足を再検討するよう総評に働きかけます」というもので、この修正案には共産党も相乗りすることが予想された。そうなれば修正案可決となり、当然、楨枝さんの総評議長としての立場はきわめて困難になる。そこで右派も対決をさけることを了承し、兵庫がわざわざ修正案をつくった。「民間協議会発足にあたっては、総評五項目見解を、団体間協議をとうして徹底的に追求していくよう総評に求めます」というものだ。

舞台裏では、これと東北の修正案の合体したものを本部が受けるということになった。

「特に民間協議会発足にあたっては、総評五項目見解を団体間協議等をとうして徹底的に追求していくよう総評に求め、もしそれが入れられない場合には民間先行による統一協議会発足を再検討するよう総評に働きかけます」。

新潟（高）、石川（高）は独自の修正案

今後どう推移するかが、総評大会で協議会参加の是非が問われたとき、日教組は「五項目補強見解」が実現していない以上、「再検討」だから、「保留、もしくは反対」になる。歯ドメとしてはこういうかっこうになっている。

この「修正」は右をもまきこんでの行動だから、これにたいして「たいへん甘い。納得できない」との意見もでた。それが新潟（高）、石川（高）の修正案だ。「…総評民間単産は一致して対応するよう求めるとともに、総評の『五項目補強見解』が実現しない場合には民間協議会の発足に反対するよう総評に働きかけます」というもので、これと千葉（高）、

北海道の修正案は同趣旨だったから、千葉（高）と北海道は修正をとり下げ、新潟（高）、石川（高）の共同修正案に同調となり、これが採決された。

採決の結果は、共産党の修正案に賛成は一七二、新潟（高）、石川（高）の修正案は数を数えないで二〇〇くらいで少数否決となった。

共産党に反省を求める

問題は、大会で労戦問題で左派の結集がおこなわれなかった背景だ。たとえば、都高教は四月、主任制度反対でストライキや座り込みなど、いろんなたたかいはやった。五月に校長が九名戒告処分をうけているし、ぼくらにも昇給延伸等の行政弾圧があった。

しかし、共産党諸君はこれらの闘争を徹底的にサボリ、やらない。彼らは反合理化闘争を絶対にしたかわらない。だから、都高教の大会では、共産党は右翼再編成反対を口ではいうが、職場闘争をまったく放棄している。鉄やJ.Cに代わる職場闘争をたたかう力を日教組内部でどうつくるかが問われているのに、闘争は何もせずさぼっている。これでいいのかが議論となった。

とくに問題になったのは「労働運動」七月号での論文だ。明石という名で書いている。

内容は総評三顧問がいろいろやっているが総評が再生できるような考えは間違っている。総評や日教組を徹底的に批判し、統一労組懇に結集し、新しいナショナルセンターをつくるしかないといきっている、とんでもない内容だ。われわれの組織論は共産党とは根本的にちがう。たたかえる組合に日教組、総評を再構築していこうというものだ。その条件はある。根本は職場からたたかう力をつくらうというのだが、共産党の諸君は日教組の強化のためたたかいはせず批判ばかりで、日教組を破壊し統一労組懇に結集しようという。その考え方とわれわれは根本的にちがう。だから、共産党もいれた左派の戦線のまとまりをつくらなかつたということだ。

共産党系の組合は組織的にガタガタの状況だ。ストライキをやる職場は皆無にちかいかいし、スト権もたたんでしよう。だから、口だけしゃべって、トウフみたいになつてしまっているやつと手をにぎっても力にならないこともある。少しいりくんだかっこうになつていますが、総的にいえばそういうことです。

向坂逸郎著（新刊）

愚者の道

新評論社刊 千三百円